

省電力型蛍光ランプの非常用照明器具への使用について

庁舎等における非常灯や誘導灯などの非常用照明には、蛍光ランプを光源とする非常用蛍光灯と、電球を使用する非常用白熱灯がある。

グリーン購入法のランプの基準では「蛍光ランプ（直管型で大きさ 40 形）」と「電球形状のランプ」を設定しており、現行、電球形状のランプについてのみ、非常用照明において当該判断の基準を適用しない旨を備考に記載している。

備考4 電球形状のランプについては、人感センサー、調光機能の付いた回路、非常用照明（直流電源回路）等においては上記判断の基準は適用しないものとする。

非常用照明器具の法規制に関しては、非常灯について、建築基準法施行令 126 条の 5 に「非常用の照明器具」の構造が規定されており、誘導灯について、消防法施行規則第 28 条第 3 項の規定に構造及び性能の基準が定められているが、非常用照明器具に使用する省電力型の直管型蛍光ランプに関する法規制はない¹。

このように、法的な規制はないものの、これまで各蛍光ランプメーカーは、非常用照明器具の確実な点灯を保証するため、下記のようにカタログ等で自主的に注意を呼びかけていた。

◆メーカーカタログ記載例

- NEC 省電力形直管蛍光ランプ FL40SS/37,FLR40S/M/36 は、非常用照明器具や誘導灯には使用しないでください。低温時や非常用電源に切り替わったときに点灯しないことがあります。→省電力設計以外の JIS マーク付きランプを必ずご使用下さい。
- 東芝 FLR40S/M/36 は、非常灯・誘導灯には使用できません。省電力設計以外のランプでかつ JIS に適合したランプを使用してください。（ただし、器具の銘板に省電力設計のランプ形名の記載がある場合は使用できます。）

このような背景から、グリーン購入法においても、非常用照明器具に使用する蛍光ランプの調達に当たっては、器具への適合状況を十分確認することが望ましいことから、調達者への注意喚起を備考欄に記載することとした。

（追加）備考5 各機関は非常用照明器具用の蛍光ランプを調達する場合、器具の適合条件を十分確認すること。

¹ 社団法人日本照明器具工業会が、「非常時照明器具に使用する蛍光ランプ（JIL9002）」の規格を定めており、要件として「非常時の始動」を、規定の条件・方法で試験をしたときに 5 秒以下で確実に点灯すること、としている。

【建築基準法施行令（抜粋）】

第4節 非常用の照明装置

（構造）

第126条の5

前条の非常用の照明装置は、次の各号のいずれかに定める構造としなければならない。

一 次に定める構造とすること。イ 照明は、直接照明とし、床面において1ルクス以上の照度を確保することができるものとする。

ロ 照明器具の構造は、火災時において温度が上昇した場合であつても著しく光度が低下しないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとする。

ハ 予備電源を設けること。

ニ イからハまでに定めるもののほか、非常の場合の照明を確保するために必要があるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとする。

二 火災時において、停電した場合に自動的に点灯し、かつ、避難するまでの間に、当該建築物の室内の温度が上昇した場合にあつても床面において1ルクス以上の照度を確保することができるものとして、国土交通大臣の認定を受けたものとする。

【建築基準法に基づく告示（抜粋）】

非常用の照明装置の構造方法を定める件

（昭和45年12月28日建設省告示第1830号）

最終改正 平成12年5月30日建設省告示第1405号

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第126条の5第一号ロ及びニの規定に基づき、非常用の照明器具及び非常用の照明装置の構造方法を次のように定める。

第1 照明器具

一 照明器具の構造は、次のイからホまでに適合する構造としなければならない。

イ 白熱燈は二重コイル電球又はハロゲン電球とし、そのソケットは磁器製、フェノール樹脂製その他これらと同等以上の耐熱性を有するものを使用すること。

ロ 蛍光灯はラピッドスタート型蛍光ランプ又は即時点灯性回路に接続したスターター型蛍光ランプとし、そのソケットはメラミン樹脂製、ポリアミド樹脂製その他これらと同等以上の耐熱性を有するものを使用すること。

ハ 高輝度放電燈は即時点灯型の高圧水銀ランプとし、そのソケットは磁器製その他これと同等以上の耐熱性を有するものを使用すること。

ニ イからハまでに掲げるもの以外の光源は、イからハまでに掲げるものと同等以上の耐熱性及び即時点灯性を有するものとする。

ホ 放電燈の安定器は低力率型のものとし、耐熱性の外箱に收容すること。

二 照明器具内の電線は、600ボルト二種ビニル絶縁電線、架橋ポリエチレン絶縁電線、600ボルトけい素ゴム絶縁電線、口出用けい素ゴム絶縁電線その他これらと同等以上の耐熱性を有するものとしなければならない。

三 照明器具（照明カバーその他照明器具に付属するものを含む。）のうち主要な部分は、難燃材料で造り、又は覆うこと。

第2 電気配線

一 電気配線は、他の電気回路（電源又は消防法施行令（昭和36年政令第37号）第7条第4項第二号に規定する誘導灯に接続する部分を除く。）に接続しないものとし、かつ、その途中に一般の者が、容易に電源を遮（しゃ）断することのできる開閉器を設けてはならない。

二 照明器具の口出線と電気配線は、直接接続するものとし、その途中にコンセント、スイッチその他これらに類するものを設けてはならない。

三 電気配線は、耐火構造の主要構造部に埋設した配線、次のイからニまでの一に該当する配線又はこれらと同等以上の防火措置を講じたものとしなければならない。

イ 下地を不燃材料で造り、かつ、仕上げを不燃材料とした天井の裏面に鋼製電線管を用いて行う配線

ロ 準耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第九号の二に規定する防火設備で区画されたダクトスペースその他これに類する部分に行う配線

ハ 裸導体バスダクト又は耐火バスダクトを用いて行う配線

ニ MI ケーブルを用いて行う配線

四 電線は、600 ボルト二種ビニル絶縁電線その他これと同等以上の耐熱性を有するものとしなければならない。

第 3 電源

一 常用の電源は、蓄電池又は交流低圧屋内幹線によるものとし、その開閉器には非常用の照明装置用である旨を表示しなければならない。

二 予備電源は、常用の電源が断たれた場合に自動的に切り替えられて接続され、かつ、常用の電源が復旧した場合に自動的に切り替えられて復帰するものとしなければならない。

三 予備電源は、自動充電装置又は時限充電装置を有する蓄電池（開放型のものにあつては、予備電源室その他これに類する場所に定置されたもので、かつ、減液警報装置を有するものに限る。以下この号において同じ。）又は蓄電池と自家用発電装置を組み合わせたもの（常用の電源が断たれた場合に直ちに蓄電池により非常用の照明装置を点灯させるものに限る。）で充電を行うことなく 30 分間継続して非常用の照明装置を点灯させることができるものその他これに類するものによるものとし、その開閉器には非常用の照明装置用である旨を表示しなければならない。

第 4 その他

一 非常用の照明装置は、常温下で床面において水平面照度で 1 ルクス（蛍光灯を用いる場合にあつては、2 ルクス）以上を確保することができるものとしなければならない。

二 前号の水平面照度は、十分に補正された低照度測定用照度計を用いた物理測定方法によつて測定されたものとする。

【消防法施行令（抜粋）】

第四款 避難設備に関する基準

（誘導灯及び誘導標識に関する基準）

第二十六条 誘導灯及び誘導標識は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める防火対象物又はその部分に設置するものとする。ただし、避難が容易であると認められるもので総務省令で定めるものについては、この限りでない。

一 避難口誘導灯 別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項、(九)項、(十六)項イ、(十六の二)項及び(十六の三)項に掲げる防火対象物並びに同表(五)項ロ、(七)項、(八)項、(十)項から(十五)項まで及び(十六)項ロに掲げる防火対象物の地階、無窓階及び十一階以上の部分

二 通路誘導灯 別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項、(九)項、(十六)項イ、(十六の二)項及び(十六の三)項に掲げる防火対象物並びに同表(五)項ロ、(七)項、(八)項、(十)項から(十五)項まで及び(十六)項ロに掲げる防火対象物の地階、無窓階及び十一階以上の部分

三 客席誘導灯 別表第一(一)項に掲げる防火対象物並びに同表(十六)項イ及び(十六の二)項に掲げる防火対象物の部分で、同表(一)項に掲げる防火対象物の用途に供されるもの

四 誘導標識 別表第一(一)項から(十六)項までに掲げる防火対象物

2 前項に規定するもののほか、誘導灯及び誘導標識の設置及び維持に関する技術上の基準は、次のとおりとする。

一 避難口誘導灯は、避難口である旨を表示した緑色の灯火とし、防火対象物又はその部分の避難口に、避難上有効なものとなるように設けること。

二 通路誘導灯は、避難の方向を明示した緑色の灯火とし、防火対象物又はその部分の廊下、階段、通路その他避難上の設備がある場所に、避難上有効なものとなるように設けること。ただし、階段に設けるものにあつては、避難の方向を明示したものとすることを要しない。

三 客席誘導灯は、客席に、総務省令で定めるところにより計つた客席の照度が0・ニルクス以上となるように設けること。

四 誘導灯には、非常電源を附置すること。

五 誘導標識は、避難口である旨又は避難の方向を明示した緑色の標識とし、多数の者の目に触れやすい箇所に、避難上有効なものとなるように設けること。

3 第一項第四号に掲げる防火対象物又はその部分に避難口誘導灯又は通路誘導灯を前項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したときは、第一項の規定にかかわらず、これらの誘導灯の有効範囲内の部分について誘導標識を設置しないことができる。

【消防法施行規則（抜粋）】

（誘導灯及び誘導標識に関する基準の細目）

第二十八条の三 避難口誘導灯及び通路誘導灯（階段又は傾斜路に設けるものを除く。次項及び第三項において同じ。）は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる表示面の縦寸法及び同表の下欄に掲げる表示面の明るさ（常用電源により点灯しているときの表示面の平均輝度と表示面の面積の積をいう。第四項第二号及び第三号において同じ。）を有するものとしなければならない。

区分		表示面の縦寸法（メートル）	表示面の明るさ（カンデラ）
避難口誘導灯	A級	0・四以上	五十以上
	B級	0・二以上0・四未満	十以上
	C級	0・一以上0・二未満	一・五以上
通路誘導灯	A級	0・四以上	六十以上
	B級	0・二以上0・四未満	十三以上
	C級	0・一以上0・二未満	五以上

2 避難口誘導灯及び通路誘導灯の有効範囲は、当該誘導灯までの歩行距離が次の各号に定める距離のうちいずれかの距離以下となる範囲とする。ただし、当該誘導灯を容易に見とおすことができない場合又は識別することができない場合にあつては、当該誘導灯までの歩行距離が十メートル以下となる範囲とする。

一 次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる距離

区分	距離（メートル）	
避難口誘導灯	A級 避難の方向を示すシンボルのないもの	六十
	避難の方向を示すシンボルのあるもの	四十
	B級 避難の方向を示すシンボルのないもの	三十
	避難の方向を示すシンボルのあるもの	二十
C級		十五
通路誘導灯	A級	二十
	B級	十五
	C級	十

二 次の式に定めるところにより算出した距離

$$D = k h$$

Dは、歩行距離（単位 メートル）

hは、避難口誘導灯又は通路誘導灯の表示面の縦寸法（単位 メートル）

kは、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値

区分	kの値	
避難口誘導灯	避難の方向を示すシンボルのないもの	百五十
	避難の方向を示すシンボルのあるもの	百
通路誘導灯	五十	

3 避難口誘導灯及び通路誘導灯は、各階ごとに、次の各号に定めるところにより、設置しなければならない。

一 避難口誘導灯は、次のイからニまでに掲げる避難口の上部又はその直近の避難上有効な箇所に設けること。

イ 屋内から直接地上へ通ずる出入口（附室が設けられている場合にあつては、当該附室の出入口）

ロ 直通階段の出入口（附室が設けられている場合にあつては、当該附室の出入口）

ハ イ又はロに掲げる避難口に通ずる廊下又は通路に通ずる出入口（室内の各部分から容易に避難することができるものとして消防庁長官が定める居室の出入口を除く。）

ニ イ又はロに掲げる避難口に通ずる廊下又は通路に設ける防火戸で直接手で開くことができるもの（くぐり戸付きの防火シャッターを含む。）がある場所（自動火災報知設備の感知器の作動と連動して閉鎖する防火戸に誘導標識が設けられ、かつ、当該誘導標識を識別することができる照度が確保されるように非常用の照明装置が設けられている場合を除く。）

二 通路誘導灯は、廊下又は通路のうち次のイからハまでに掲げる箇所に設けること。

イ 曲り角

ロ 前号イ及びロに掲げる避難口に設置される避難口誘導灯の有効範囲内の箇所

ハ イ及びロのほか、廊下又は通路の各部分（避難口誘導灯の有効範囲内の部分を除く。）を通路誘導灯の有効範囲内に包含するために必要な箇所

4 誘導灯の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

一 避難口誘導灯及び通路誘導灯は、通行の障害とならないように設けること。

二 避難口誘導灯及び通路誘導灯（階段又は傾斜路に設けるものを除く。）は、常時、第一項に掲げる明るさで点灯していること。ただし、当該防火対象物が無人である場合又は次のイからハまでに掲げる場所に設置する場合であつて、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して点灯し、かつ、当該場所の利用形態に応じて点灯するように措置されているときは、この限りでない。

イ 外光により避難口又は避難の方向が識別できる場所

ロ 利用形態により特に暗さが必要である場所

ハ 主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する場所

三 避難口誘導灯及び通路誘導灯（階段又は傾斜路に設けるものを除く。）を次のイ又はロに掲げる

防火対象物又はその部分に設置する場合には、当該誘導灯の区分がA級又はB級のもの（避難口誘導灯にあつては表示面の明るさが二十以上のもの又は点滅機能を有するもの、通路誘導灯にあつては表示面の明るさが二十五以上のものに限る。）とすること。ただし、通路誘導灯を廊下に設置する場合であつて、当該誘導灯をその有効範囲内の各部分から容易に識別することができるときは、この限りでない。

イ 令別表第一(十)項、(十六の二)項又は(十六の三)項に掲げる防火対象物

ロ 令別表第一(一)項から(四)項まで若しくは(九)項イに掲げる防火対象物の階又は同表(十六)項イに掲げる防火対象物の階のうち、同表(一)項から(四)項まで若しくは(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存する階で、その床面積が千平方メートル以上のもの

四 階段又は傾斜路に設ける通路誘導灯にあつては、踏面又は表面及び踊場の中心線の照度がルクス以上となるように設けること。

五 床面に設ける通路誘導灯は、荷重により破壊されない強度を有するものであること。

六 誘導灯に設ける点滅機能又は音声誘導機能は、次のイからハまでに定めるところによること。

イ 前項第一号イ又はロに掲げる避難口に設置する避難口誘導灯以外の誘導灯には設けてはならないこと。

ロ 自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動すること。

ハ 避難口から避難する方向に設けられている自動火災報知設備の感知器が作動したときは、当該避難口に設けられた誘導灯の点滅及び音声誘導が停止すること。

七 雨水のかかるおそれのある場所又は湿気の滞留するおそれのある場所に設ける誘導灯は、防水構造とすること。

八 誘導灯の周囲には、誘導灯とまぎらわしい又は誘導灯をさえぎる灯火、広告物、掲示物等を設けないこと。

九 電源は、第二十四条第三号の規定の例により設けること。

十 非常電源は、直交変換装置を有しない蓄電池設備によるものとし、その容量を誘導灯を有効に二十分間（消防庁長官が定める要件に該当する防火対象物の前項第一号イ及びロに掲げる避難口、避難階の同号イに掲げる避難口に通ずる廊下及び通路並びに直通階段に設けるものにあつては、六十分間）作動できる容量（二十分間を超える時間における作動に係る容量にあつては、直交変換装置を有する蓄電池設備、自家発電設備又は燃料電池設備によるものを含む。）以上とするほか、第十二条第一項第四号イ（イ）から（ニ）まで及び（ハ）、ロ（ロ）から（ニ）まで、ハ（イ）から（ニ）まで、ニ（イ）及び（ロ）並びにホの規定の例により設けること。

十一 配線は、電気工作物に係る法令の規定によること。

十二 第十二条第一項第八号の規定は、誘導灯について準用する。

5 誘導標識の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

一 避難口又は階段に設けるものを除き、各階ごとに、その廊下及び通路の各部分から一の誘導標識までの歩行距離が七・五メートル以下となる箇所及び曲り角に設けること。

二 多数の者の目に触れやすく、かつ、採光が識別上十分である箇所に設けること。

三 誘導標識の周囲には、誘導標識とまぎらわしい又は誘導標識をさえぎる広告物、掲示物等を設けないこと。

6 誘導灯及び誘導標識は、消防庁長官が定める基準に適合するものでなければならない。

【誘導灯及び誘導標識の基準】

第四 構造及び性能

規則第二十八条の三第六項の規定に基づき、誘導灯及び誘導標識の構造及び性能は、次に定めるところによる。

一 誘導灯の構造は、JIS（工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第十七条第一項の日本工業規格をいう。以下同じ。）C八〇五—一及びJISC八〇五—三に定めるところによるほか、次に定めるところによること。

(一) 表示面及び照射面に用いる材料は、JISC八〇五—一の耐炎性に適合するものであること。

(二) 次に掲げる温度は、それぞれにおいて定める温度に適合するものであること。

イ 誘導灯の表面及び器具に内蔵する巻線の点灯時の温度は、定格電圧の百十パーセントの電圧を加えた場合において、JISC八〇五—一に定める温度以下であること。

ロ 器具に内蔵するインバーターの表面の点灯時の温度は、最大使用電圧を加えた場合において、百

三十五度以下であること。

(三) 光源は、次に定める切替動作特性に適合するものであるとともに、非常電源に切り替えられた場合において、即時点灯性を有するものであること。

イ ランプを平常時の点灯状態にした後、電圧を低下させた場合において、電圧が定格電圧の八十五パーセントの電圧以上であるときにあっては非常点灯に切り替わらず、四十パーセントの電圧以上八十五パーセントの電圧未満であるときにあっては非常点灯に切り替わること。

ロ ランプを平常時の点灯状態にした後、入力回路を遮断してから〇・五秒以内に非常点灯に切り替わり、かつ、遮断してから一分後に入力回路を投入したときに常用電源に切り替わること。

(四) 誘導灯に内蔵する蓄電池設備（イ及びロにおいて「蓄電池設備」という。）は、JISC八七〇五に定めるところによるほか、次に定めるところによること。

イ 蓄電池設備の充電装置の入力端子に定格電圧の百十パーセントの電圧を加えた場合に次に適合するものであること。

(イ) トリクル充電により常時充電する場合にあっては、充電を行うための電流値が蓄電池の定格容量に〇・〇五を乗じた値以下であること。

(ロ) 急速充電により充電する場合にあっては、急速充電を行うための電流値が蓄電池の定格容量に〇・一を乗じた値以上であり、かつ、急速充電終了後又は急速充電設定時間後に、蓄電池の定格容量に〇・〇二を乗じた値以下のトリクル充電に切り替わること。

ロ 点灯装置の入力端子（点灯装置がない誘導灯にあっては、ランプの入力端子）に接続された蓄電池設備の電圧は、連続非常点灯可能時間（蓄電池設備により連続して非常点灯できる時間をいう。以下同じ。）以上、放電基準電圧以上であること。

(五) 床面に設ける通路誘導灯は、次によること。

イ 角の部分に質量二百二十五プラスマイナス五グラムの鋼球を二メートルの高さから落下させ衝撃を加えた場合に、外枠及び表示板にひび、われ及びその他使用上支障のある異常が生じないこと。

ロ 九千八百ニュートンの静荷重を加えた場合に、外枠及び表示板にひび、われ及びその他使用上支障のある異常が生じないこと。

(六) 表示面のシンボル、文字及び色彩は、次によること。

イ 避難口誘導灯にあっては、緑色の地に避難口であることを示す別図第一のシンボル（避難の方向を示す別図第二のシンボル又は別図第三の文字を併記したものを含む。）とすること。ただし、避難口誘導灯のうちC級のものにあっては、避難の方向を示す別図第二のシンボルを併記してはならない。

ロ 通路誘導灯（階段に設けるものを除く。）にあっては、白色の地に避難の方向を示す別図第二のシンボル（避難口であることを示す別図第一のシンボル又は別図第三の文字を併記したものを含む。）とすること。

ハ 表示面に用いる緑色は、別図第四に示す色相のものであること。

(七) 表示面の形状は、正方形又は縦寸法を短辺とする長方形であること。

(八) 点滅機能を有する誘導灯のせん光光源は、主光源と兼用することができること。

(九) 音声誘導機能を有する誘導灯には、音圧を調節する装置を設けることができること。

(十) 避難口誘導灯及び通路誘導灯には、次のイからへまでに定めるところにより、標識灯（別図第一から別図第三までのシンボル又は文字以外の事項を表示する灯火をいう。以下同じ。）を附置することができること。

イ 標識灯は、(一)から(五)までの規定の例によること。

ロ 誘導灯と標識灯の表示面は、明確に区別されていること。

ハ 標識灯の表示面の縦寸法は、誘導灯の表示面の縦寸法以下であること。

ニ 標識灯の表示する事項は、誘導灯の誘導効果に支障を与えるおそれのないものであること。

ホ 標識灯の地色は、別図第四に示す緑色又は赤色の色相以外のものであること。

へ 標準灯の表示面の平均輝度は、誘導灯の表示面の平均輝度以下であること。

二 誘導灯の性能は、次に定めるところによること。

(一) 誘導灯の表示面の光特性は、次のイ又はロに定めるところによること。

イ 表示面の形状が正方形の誘導灯にあっては次によること。

(イ) 常時点灯時における表示面の最大輝度と最小輝度との比が、次のa又はbに適合すること。

a 避難口誘導灯にあっては、表示面の緑色部分が九以下で、かつ、白色部分が七以下であること。

b 通路誘導灯にあっては、表示面の緑色部分が七以下で、かつ、白色部分が九以下であること。

(ロ) 常時点灯時における表示面の白色部分と緑色部分が接する箇所の輝度対比が、〇・七以上〇・九以下であること。この場合において、輝度対比は次の式により算出された値とすること。

$$\text{輝度対比} = L_w - L_g / L_w$$

L_wは、緑色部分に接する白色部分についての輝度（単位 カンデラ毎平方メートル）

L_gは、白色部分に接する緑色部分についての輝度（単位 カンデラ毎平方メートル）

□ 表示面の形状が縦寸法を短辺とする長方形の誘導灯にあっては次によること。

(イ) 表示面全面を白色とした場合において、常時点灯時における当該表示面の平均輝度と最小輝度との比が七以下であること。

(ロ) 常時点灯時における表示面の白色部分と緑色部分が接する箇所の輝度対比が、〇・六五以上であること。この場合において、輝度対比はイ(ロ)に規定する式により算出された値とすること。

(二) 誘導灯の表示面は、次の表の上欄に掲げる電源の別及び中欄に掲げる誘導灯の区分に応じ、同表の下欄に掲げる平均輝度を有すること。

電源の別	誘導灯の区分		平均輝度（カンデラ毎平方メートル）
常用電源	避難口誘導灯	A級	三百五十以上八百未満
		B級	二百五十以上八百未満
		C級	百五十以上八百未満
	通路誘導灯	A級	四百以上千未満
		B級	三百五十以上千未満
		C級	三百以上千未満
非常電源	避難口誘導灯	百以上三百未満	
	通路誘導灯	百五十以上四百未満	

(三) 点滅機能を有する誘導灯の点滅周期は、二ヘルツプラスマイナス〇・二ヘルツであること。

(四) 音声誘導機能を有する誘導灯の音響装置は、次のイからへまでによること。

イ 音声誘導音は、シグナル、メッセージ、一秒間の無音状態の順に連続するものを反復するものであること。

ロ シグナルは、基本周波数の異なる二の周期的複合波をつなぎ合わせたものを二回反復したものとすること。

ハ メッセージは女声によるものとし、避難口に誘導する内容のものであること。

ニ 音声誘導音は、サンプリング周波数八キロヘルツ以上及び再生周波数帯域三キロヘルツ以上のA-D-PCM符号化方式による音声合成音又はこれと同等以上の音質を有するものであること。

ホ 音響装置の音圧は、シグナルを定格電圧で入力した場合、音響装置の中心軸上から一メートル離れた位置で九十デシベル以上であること。

ヘ 音圧を調節する装置が設けられている場合にあつては、最低調整音圧は音響装置の中心軸上から一メートル離れた位置で七十デシベル以上であること。

三 誘導標識の構造及び性能は、次に定めるところによること。

(一) 材料は、堅ろうで耐久性のあるものであること。

(二) 表示面のシンボル、文字及び色彩は、次によること。

イ 避難口に設ける誘導標識にあっては、緑色の地に避難口であることを示す別図第一のシンボル（避難の方向を示す別図第二のシンボル又は別図第三の文字を併記したものを含む。）とすること。

ロ 廊下又は通路に設ける誘導標識にあっては、白色の地に避難の方向を示す別図第二のシンボル（避難口であることを示す別図第一のシンボル又は別図第三の文字を併記したものを含む。）とすること。

ハ 表示面に用いる緑色は、別図第四に示す色相のものであること。

(三) 表示面の形状は、正方形又は縦寸法を短辺とする長方形であること。

(四) 表示面の大きさは、正方形のものにあつては一辺の長さが十二センチメートル以上とし、長方形のものにあつては短辺の長さが十センチメートル以上かつ面積が三百平方センチメートル以上とすること。

第五 表示

誘導灯には、次に掲げる事項をその見やすい箇所に容易に消えないように表示するものとする。

- 一 製造者名又は商標
 - 二 製造年
 - 三 種類
 - 四 蓄電池設備を内蔵するものにあつては、その旨
 - 五 連続非常点灯可能時間が六十分以上のものにあつては、その旨
- 第四・第五...一部改正〔平成一三年八月消告三九号〕

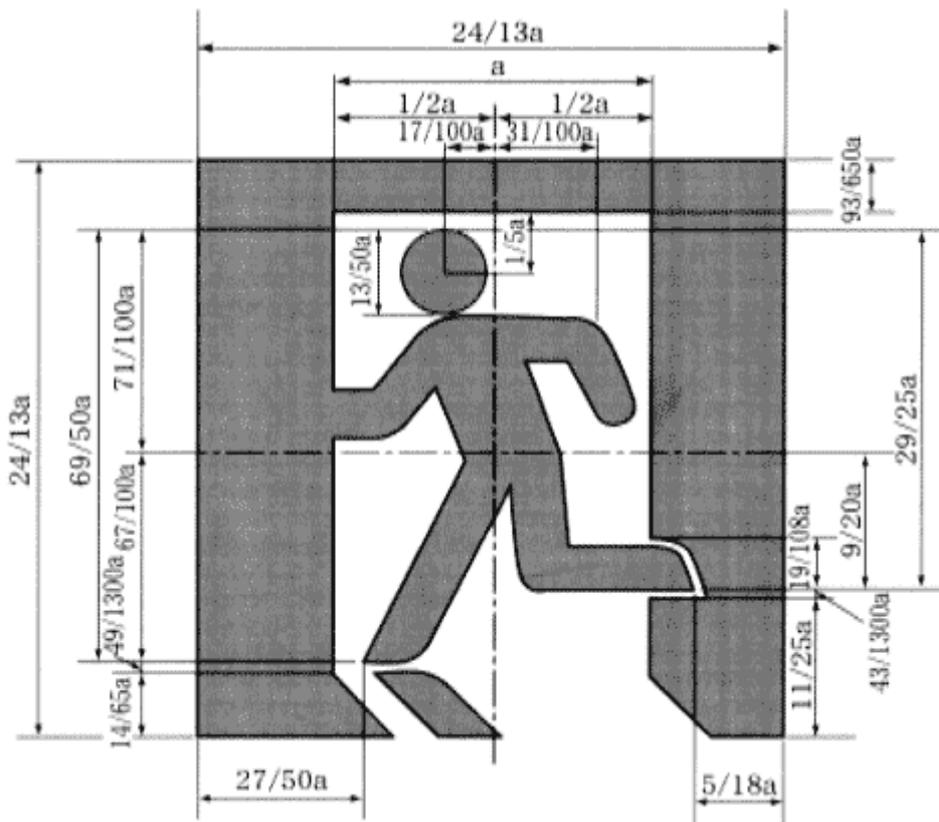
附 則

- 1 この告示は、平成十一年十月一日から施行する。
- 2 この告示施行の際、現に存する防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転若しくは模様替えの工事中の防火対象物における誘導灯及び誘導標識のうち、改正後の告示第四の規定に適合しないものに係る技術上の基準については、この規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 〔平成一三年八月一七日消防庁告示第三九号〕

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行の際、現に存する防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転若しくは模様替えの工事中の防火対象物における誘導灯及び誘導標識のうち、この告示による改正後の平成十一年消防庁告示第二号第四及び第五の規定に適合しないものに係る技術上の基準については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

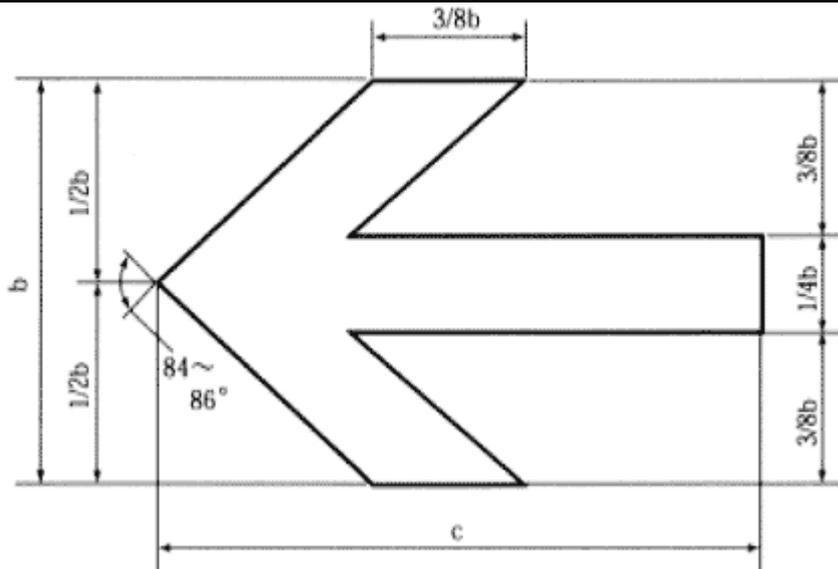
別図第1 避難口であることを示すシンボル



- 備考1 シンボルの色彩は緑色とし、シンボルの地の色彩は白色とする。
- 2 aは、 $2/5h$ （通路誘導灯又は廊下若しくは通路に設ける誘導標識に用いるものにあつては $1/8h$ ）以上 $13/24h$ 以下とする。
- 3 hは、誘導灯又は誘導標識の表示面の短辺の長さを表すものとする。
- 本図...一部改正〔平成13年8月消告39号〕

別図第2 避難の方向を示すシンボル

- (1) 避難口誘導灯又は避難口に設ける誘導標識に用いるもの

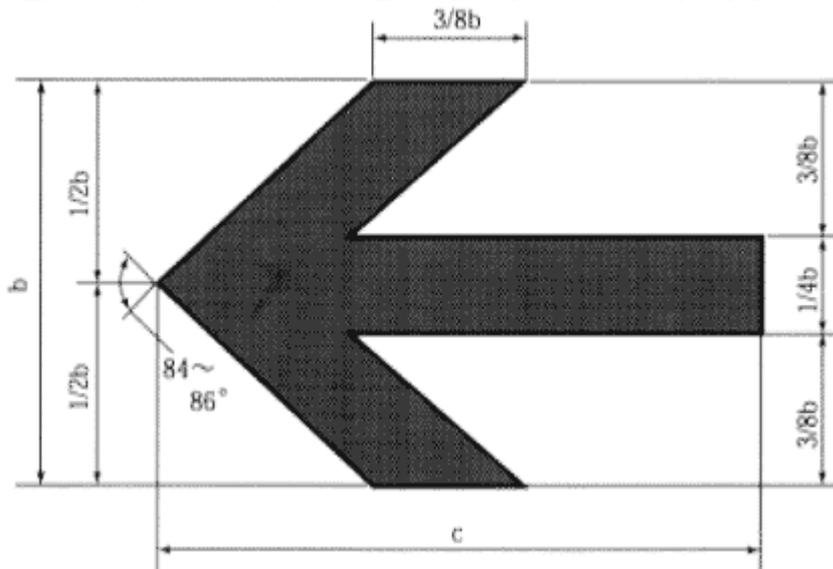


備考1 シンボルの色彩は、白色とする。

2 b は $1/5h$ 以上 $4/5h$ 以下とし、 c は $1/5h$ 以上 $13/10h$ 以下とする。

3 h は、誘導灯又は誘導標識の表示面の短辺の長さを表すものとする。

(2) 通路誘導灯又は廊下若しくは通路に設ける誘導標識に用いるもの



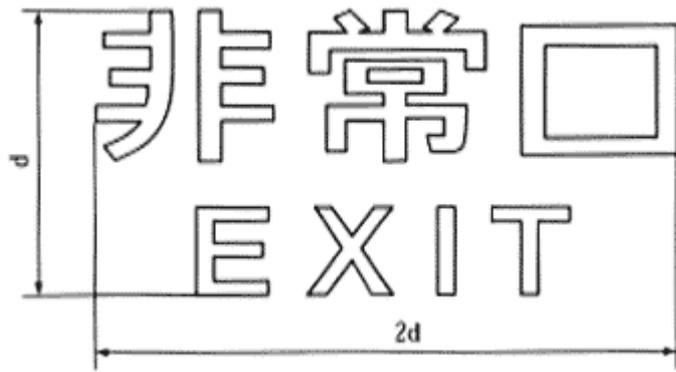
備考1 シンボルの色彩は、緑色とする。

2 b は $3/10h$ 以上 $4/5h$ 以下とし、 c は $4/10h$ 以上 $13/10h$ 以下とする。

3 h は、誘導灯又は誘導標識の表示面の短辺の長さを表すものとする。

別図第3 避難口であることを示す文字

(1) 避難口誘導灯又は避難口に設ける誘導標識に用いるもの



備考1 文字の色彩は、白色とする。

2 dは $1/10h$ 以上 $1/3h$ 以下とする。

3 hは、誘導灯又は誘導標識の表示面の短辺の長さを表すものとする。

(2) 通路誘導灯又は廊下若しくは通路に設ける誘導標識に用いるもの



備考1 文字の色彩は、緑色とする。

2 dは $13/100h$ 以上 $1/3h$ 以下とする。

3 hは、誘導灯又は誘導標識の表示面の短辺の長さを表すものとする。

別図第4 色相

